



紀の川市役所 福祉部 保育課

●学童保育（学童クラブ）について

学童保育（学童クラブ）とは 放課後、帰宅しても保護者の方が就労等のため留守になる家庭、または疾病等により昼間家庭で適切な保育ができない家庭の児童に、遊びと生活の場を提供することにより児童の健全な育成を図ることを目的としています。利用期間中であっても保護者が家庭にいる日は家庭保育にご協力ください。

●申請書等の配布

令和7年11月1日（土）～11月28日（金）

配布場所	曜日	時間
各学童クラブ	月曜～金曜（休日を除く）	午後2時～午後6時

●入所受付期間【期限厳守】

令和7年12月6日（土）～12月12日（金）

申請場所	曜日	時間
希望する学童クラブ ※市役所では受け付けていません	月曜～土曜（休日を除く） ※受付日、時間等については各学童クラブで異なる場合があります ※各学童クラブに確認してからご提出ください。	午後2時～午後6時

※年度途中の利用希望者については、定員に空きがある場合のみ申込みすることができます。

・申請に必要な書類を揃え、日にちに余裕を持って提出してください。期間内に必要書類を提出できない場合は、一斉受付審査の対象外となりますので、ご注意ください。

・令和7年度から継続して利用を希望する場合も、上記期間内に直接学童クラブに提出してください。

※新1年生および初めて学童クラブへ申し込む保護者の方へ
新規に入所を申し込む場合は、申請書の受付時に面接を行います。事前に各学童へご連絡のうえ、施設の見学を兼ねて、必ず児童同伴でお越しください。

●上記受付期間後に申し込む方へ

申請場所	申請受付期間
該当の学童クラブ ※市役所では受け付けていません	入所希望月の2ヶ月前～前月10日まで

●審査結果の通知 令和8年2月下旬発送予定

市と各学童で審査し、入所希望者が定員を超えた場合は、申請書類に基づき、低学年から順に保育の必要性の高い方（保護者の就労時間、家庭・児童の状況等により判断します）を優先し、選考を行います。

※一斉受付以降も随時申請を受け付けます。ただし、一斉受付の審査が優先されますので、欠員等が出るまでご利用をお待ちいただく場合があります。

入所の基準と必要書類について

- 対象 市内の小学校に就学し、保護者が保育を必要とする事由のいずれかに該当する児童。
入所申し込みできる学童クラブは、通学する小学校の通学区内にある学童クラブになります。
- 利用期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- 保育時間 【平日】放課後 ～ 午後 7 時 00 分
【土曜・長期休暇中】午前 7 時 30 分 ～ 午後 7 時 00 分
※学童クラブにより多少異なります。

- 利用料金 月額 8,000 円
 - ・口座振替で納入していただきます。
 - ・おやつ代などが別途必要です。
 - ・同一世帯から 2 人以上の利用の場合やひとり親家庭などは減額になる場合があります。（別途申請必要）

- 入所要件
 - ・紀の川市内の小学校に在学しているお子さま（市内へ転校予定を含む）
 - ・申込時点で学童保育料に滞納がないこと（兄弟分含む）
 - ・保護者が以下の理由により、昼間家庭において保育ができないと認められること。
 - ア 就労しているため
 - イ 妊娠中・出産後であるため
 - ウ 疾病・障害のため
 - エ 親族の介護・看護のため
 - オ 就業を目的として学校又は職業訓練校などに就学しているため
 - カ その他上記に類する理由のため
- ※保護者が就労・就学又は育児休業から復職する場合の申込については、就労・就学開始日、又は育児休業から復職する日の属する月の初日からの入所を希望することができます。

●申し込みに必要な書類

市のホームページからもダウンロードできます。

- ① 放課後児童健全育成事業利用申込書・・・児童 1 名につき 原本 1 部
家庭状況調書
 - ・お子さまの健康状態や障害等心身の状態を理解するうえで大変重要です。障害や食物アレルギーなど、特別な支援が必要な場合や、気がかりなことがあれば、必ず具体的にご記入ください。
- ② 就労等の状況を証明する書類・・・父母および同居の親族※1 は、状況に応じて書類を提出してください。
兄弟で同じ学童クラブに申請する場合は、二人目以降の書類はコピーで対応可能です。
※1 同居の親族とは令和 8 年 4 月 1 日現在、65 歳未満の児童の祖父母に該当する方です。
- ③ 学童クラブ入所に関する同意書兼誓約書・・・世帯につき 1 部
- ④ 放課後児童健全育成事業負担金減免申請書・・・世帯につき 1 部

世帯の状況	減免の割合	必要な添付書類
生活保護世帯	全額免除	生活保護受給証明書
ひとり親世帯	2分の1に減額	児童扶養手当受給者証（写し） ひとり親医療受給者証（写し） ※上記受給者に該当しない場合は申出書
兄弟同時入所	2人目以降につき2分の1に減額	

上記の表に該当する児童の保護者は、別途申請により学童保育料を減額、免除します。
年度の途中で世帯の状況が変わった場合は各学童クラブまたは紀の川市保育課にお知らせください。

⑤ 「口座振替（自動払込）依頼書」（複写式） ・前年度に続き同じ口座を利用する場合は提出不要です。

- ・取引金融機関に届けている印鑑であることを確認のうえ、押印し【金融機関】に提出してください。
- ・「本人控」（3枚目）は大切に保管してください。
- ・パソコンやスマートフォンで登録できる WEB 口座受付サービスもご利用ください。

●就労等の状況を証明する書類

入所希望理由	必要な書類	利用可能期間
ア 就 労 【自営業含む】	・就労証明書 ※職場で証明を受けてください ・自営業申立書（自営業を証明する書類、収入が確認できる書類が必要）	就労の終了月までの期間
イ 妊娠・出産	・母子手帳の写し（表紙と予定日のわかるページ）	出産月の前後 2 ヶ月までの期間
ウ 疾病・障害	・疾病、障害、介護、看護申立書 ・医師の診断書もしくは障害者手帳の写し	必要とされる期間
エ 介護・看護	・疾病、障害、介護、看護申立書 ・介護・看護が必要な証明書の写し	必要とされる期間
オ 就 学 （職業訓練含む）	・在学証明書または学生証の写し ・カリキュラムや時間割の写し	就学の終了月まで

【注意事項】

- ・就労時間、就学時間の最低基準は原則として学童保育の開所時間中に勤務・就学し、月曜から土曜の間に週3日以上月 64 時間以上（就業終了時間が午後 2 時以降の状態が続くと認められる場合）就労・就学していることが条件となります。
- ・育児休業期間中に学童クラブの利用はできません。一斉受付は、4 月中に復職する場合は申請が可能です。5 月以降の復職は、復職予定月の 2 か月前からの申請が可能です。
- ・学童保育利用中に「求職中」となった場合には、退職日から 3 カ月の間に新しい証明を提出してください。
- ・学童保育の利用は、原則通年利用です。
- ・勤務先が複数箇所になる場合は、就労証明書も複数提出してください。
- ・入所に必要な書類は、ご兄弟の保育所入所申請に使用する就労証明書等（証明日が 10 月 1 日以降で証明済みのもの）のコピーをご提出していただくこともできます。
- ・単身赴任中等でも就労証明書は必要です。

●入所申し込みを取り下げる場合

利用開始までに、学童クラブの入所申し込みを取り下げる場合は、「取下届」を学童クラブに提出してください。

●入所承認の取消について

次に該当する場合は、入所の承認を取り消す場合があります。

- ① 学童クラブの入所要件をみたさなくなったとき
- ② 学童保育料を正当な理由なく 3 か月以上にわたり滞納したとき
- ③ 入所申込書、就労証明書等の内容に虚偽又は不正があったとき
- ④ 医療行為が必要になった場合や、特定の重度の疾患など、集団における指導が困難となったとき。

●学童クラブを退所する場合

退所日は原則として、月末となりますので、10 日前までに「退所届」を学童クラブへ提出してください。

※期日までに提出がない場合、翌月分の学童保育料負担金が発生することがあります。

※月に一度も利用がない日があった場合でも、学童保育料は発生します。

よくお読みになりご確認ください。

●利用についての注意事項

- ・利用できる学童クラブは児童が在学する小学校の学童クラブとなります。
- ・集団生活ですので、きまりを守れない場合や、他の子どもへのいじめや暴力行為がある場合は、退所となる場合があります。
- ・学童クラブへの送迎は保護者が行い、開所時間内に必ずお迎えに来てください。
- ・保護者がお仕事等お休みの日は、学童クラブの利用を控えていただく場合があります。家庭で過ごす時間を大切にしてください。
- ・お子さんの具合が悪くなった場合などは、緊急連絡先等に連絡いたしますので、お迎えをお願いします。
- ・利用料を滞納した場合は、退所となる場合があります。
- ・児童が故意に学童クラブの施設や物品を破損した場合は弁償していただきます。

★学童クラブは、保護者の就労等でやむを得ず、放課後に子どもの世話をすることができない家庭を支援する事業です。「友達がいるから」「宿題をさせてくれるから」等の理由での利用はできません。

●学童クラブ名称／小学校区／所在地／電話番号

名 称	小学校区	所 在 地	電話番号
てのひら	池田小	南中 326 番地 1	0736-77-5177
太陽の子	田中小	打田 1406 番地 5	0736-77-2100
粉河アットホームクラブ	粉河、長田、 竜門、川原小	粉河 1479 番地	0736-73-2282
チャレンジ児童クラブ	名手、上名手、 麻生津小	名手西野 256 番地	0736-75-5206
あらかわ放課後児童クラブ	安楽川小	桃山町市場 73 番地 1	0736-66-3234
ももやま放課後児童クラブ	調月小	桃山町調月 384 番地	0736-66-3399
こどもくらぶ	中貴志小	貴志川町上野山 146 番地	0736-64-1102
ほたるっこ	東貴志小	貴志川町井ノ口 148 番地	0736-64-8840
西貴志こどもくらぶ	西貴志小	貴志川町長原 165 番地	0736-65-2215
丸栖っ子クラブ	丸栖小	貴志川町丸栖 270 番地 4	0736-64-0711

【問い合わせ】各学童クラブまたは保育課（☎0736-77-2511）

